平成２２年（フ）第１０号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番１―709号
債務者　渋谷とも子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
埼玉県吉川市大字吉川1620番地６セントラルコート吉川405号
債務者　田口千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７８３号
埼玉県富士見市水谷東１丁目21番５号
債務者　永作安紀子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２６９号
新潟県柏崎市藤元町16番21号　グリーンヒルズＦ棟204号、住民票上の住所新潟県柏崎市大字畔屋2368番地４
債務者　月橋　一夫
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
新潟県長岡市飯塚1274番地
債務者　平石　祐人
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根232番地５
債務者　塩川　建二
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第３７６４号
札幌市厚別区厚別中央４条６丁目１番40―103号
債務者　伊藤　貞樹
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１８号
札幌市東区北43条東１丁目４番１―401号
債務者　新井　京子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１１６号
北海道石狩郡当別町太美町1486番地24
債務者　古木　和恵
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２０５号
札幌市西区西町南21丁目１番15―304号
債務者　大町　幸敏
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２０６号
札幌市西区西町南21丁目１番15―304号
債務者　越智美津子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２６５号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番38―307号
債務者　佐久間幸江
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２６６号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番38―307号
債務者　佐久間裕太
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２９３号
札幌市手稲区前田８条19丁目７番32号
債務者　小川　孝喜
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３３５号
札幌市清田区清田５条１丁目４番33号
債務者　関　　壽
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３３６号
札幌市清田区清田５条１丁目４番33号
債務者　関　美智子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８０号
札幌市厚別区厚別東４条２丁目２番１―100号
債務者　山内　桂二
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部